

岐阜県外来医療計画（外来医療の提供体制の確保）

岐阜県保健医療計画の一部（別冊）として、法第30条の4第2項第10号に規定する「外来医療に係る医療提供体制」について定めている。

1 計画の概要

- 地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況は、都市部に偏っている。また、医療機器の共同利用等、連携の取組みも個々の医療機関の自主的な取組みに委ねられている。こうした状況を是正するために計画として策定。
- 計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間。（外来医療に係る医療提供体制については、比較的短期間に変化しうることから、3年ごとに見直し。）

2 主な内容

（1）外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

- 二次医療圏ごとの外来医療機能の偏在、不足等を客観的に把握するために、診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標^{*}として可視化。
※国が定める計算方法により、国が算定し県に提示
- 外来医師偏在指標の上位 33.3%に該当する二次医療圏を、外来医師多数区域に設定。（岐阜圏域のみ）

表 外来医師偏在指標

区分	外来医師偏在指標	全国順位	分類
全国	112.2	—	
岐阜県	107.5	24/47	
岐阜	121.3	52/330	外来医師多数区域
西濃	103.9	144/330	
中濃	96.4	193/330	
東濃	90.1	231/330	
飛騨	93.6	210/330	

（2）新規開業者等に対する情報提供

- 二次医療圏ごとの外来医療に関する情報を明示するとともに、現時点で不足している外来医療機能について分析。
- 外来医師多数区域（岐阜圏域）における新規開業者に対しては、地域で不足している外来医療機能（初期救急医療、在宅医療、公衆衛生）を担うよう合意を求める。
※合意が得られない場合は、地域医療構想等調整会議（法第30条の14）の場において、その理由を説明

（3）紹介受診重点医療機関の明確化

- かかりつけ医から紹介を受けて受診する「紹介受診重点医療機関」を明確化し、外来機能の連携を強化するとともに、患者が「まずは地域のかかりつけ医を受診する」流れを周知。

(4) 医療機器の共同利用の促進

- 医療機関が医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）を設置・更新（リース契約による設置を含む。）する場合に共同利用計画の作成を求める。策定された共同利用計画は、地域医療構想等調整会議において確認するとともに、議論の状況等の報告と合わせ、岐阜県医療審議会へ報告。

※共同利用を行わない場合は、その理由を地域医療構想等調整会議で確認

(5) 医療機器の効率的な活用の推進

- 医療機器の配置・稼働状況に加え、共同利用計画から入手可能な、医療機器の共同利用の有無や画像診断情報の提供の有無等の方針についても可視化を進め、医療機関がその地域において活用可能な医療機器について把握できるよう周知。
- 地域の医療資源を可視化する観点から、医療機器を設置・更新（リース契約による設置を含む。）した医療機関に対して、医療機器の稼働状況について報告を求める。